

# 山梨県公報

号外第十七号

平成二十八年  
三月二十九日

火曜日

## 目次

### 条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(警察本部警備第一課)

1 電気事業法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

## 条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後藤 脩

### 山梨県条例第三十五号

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年山梨県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第一条第一項第九号」を「第一条第一項第十六号」に改める。

### 附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番